

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域・市街化調整区域
	地区計画
	市街地再開発事業区域 高度利用地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	都市計画河川
	都市計画公園
	緑 地
	北山風致地区
	生産緑地地区
	汚物処理場・ごみ焼却場
	墓 園 地 区
	一団地の住宅施設
	区画整理事業

凡 例										
地域地区						日影規制				
図中の表示	用途地域	建蔽率	容積率	高度地区	防火地域	日影が規制される建築物	規制値の種別	規制される日影時間		測定水平面 [平均地盤面からの高さ]
								規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		
								5mをこえる範囲	10mをこえる範囲	
	第一種低層 住居専用地域	30%	50%	第一種	指定無し	軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物	(-)	3時間以上	2時間以上	1.5 m
		30%	60%	第一種						
		40%	80%	第一種						
	第二種低層 住居専用地域	40%	80%	第一種	指定無し		(-)	3時間以上	2時間以上	
		40%	100%	第一種						
		50%	100%	第一種						
	第一種中高層 住居専用地域	30%	100%	第一種	準防火地域		(-)	3時間以上	2時間以上	4.0 m
		40%	100%	第一種						
		50%	100%	第一種						
		50%	150%	第一種						
		50%	150%	第二種						
		60%	150%	第一種						
		60%	200%	第一種						
60%	200%	第二種								
	第二種中高層 住居専用地域	60%	200%	第一種	準防火地域	高さ10mをこえる建築物	(-)	4時間以上	2.5時間以上	
		60%	200%	第二種						
	第一種 住居地域	60%	200%	第二種	準防火地域		(-)	4時間以上	2.5時間以上	6.5 m
		60%	300%	第三種						
	第二種 住居地域	60%	200%	第二種	準防火地域		(-)	4時間以上	2.5時間以上	4.0 m
		60%	300%	第三種						
	準住居地域	60%	200%	第二種	準防火地域					
	準工業地域	60%	200%	第二種	準防火地域					
	近隣商業地域	80%	200%	第二種	準防火地域		(-)	4時間以上	2.5時間以上	4.0 m
		80%	300%	第二種						
		80%	300%	第三種						
		80%	400%	第三種						
	商業地域	80%	400%	第三種	防火地域					規制対象外
		80%	400%	無指定						

※用途地域の路線式の指定は、道路等の境界線または計画線から20mの区域です。(新青梅街道を除く)

80	← 容積率	※都市計画概要等については、裏面を参照してください。 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度は10mです。
40	← 建蔽率	
1 低	← 用途	

(注) 1. 本図の道路・公園の位置、地域地区等の境界は、その概略を示したもので、詳細については「東京都都市整備局・又は東村山市まちづくり部」に備え置く指定図書を縦覧されたい。
2. 建築確認申請等の場合は東京都多摩建築指導事務所と相談されたい。